

令和7年8月7日

木津川市長 谷口 雄一 様

木津川市水道料金及び公共下水道使用料審議会
会長 新川 達郎

水道料金及び公共下水道使用料について（答申）

令和6年8月5日付け6木業第494号で諮問のあったことについては、慎重に審議した結果、下記のとおり意見が集約されましたので答申いたします。

記

1 水道料金のあり方について

新水道ビジョンの経営戦略で示された計画期間における財政収支見通しにおいて、給水人口等による水需要の減少に伴い給水収益が減少する一方で、減価償却費の増や、物価高騰、府営水道への受水費の増加等から損益が赤字となり、料金を改定しなかった場合には、さらに赤字が拡大することが推計され、経営環境が大きく悪化していくことが見込まれる。現状においても水を供給するコストを料金収入で賄えておらず、早期に給水原価と供給単価の差を改善し適正な水準とすることが必要である。加えて、施設・管路の更新需要の増加に対応しつつ、計画どおり更新・耐震化を進めていくためには、その財源を確保しなければならない。

よって、当審議会としては、新水道ビジョンに示された財政計画として最適な改定時期と改定率を試算した、令和9年1月からの25%相当の引き上げが適当であると判断する。

しかし、改定率25%相当の引き上げは非常に大きく、利用者への影響が大きいため、段階的引き上げ等の激変緩和措置を講じることが必要である。

そのため、料金の改定は2段階に分けて実施するものとし、まずは第1段階として令和8年4月に15%相当を引き上げる改定を行い、第2段階として令和10年4月に残りの10%相当を引き上げる改定を行うなど、新水道ビジョンの経営戦略における計画期間で必要となる料金収入を確保し、施設の更新等の計画に遅れが生じないようにする

ことが重要である。

ただし、第2段階の引き上げは、現下の諸物価上昇が住民や地域経済全体に大きな影響を及ぼしていることから慎重な判断が求められることや、時期が遅くなるほど改定率が高くなることに留意し、施設の更新等の進捗や物価高騰の状況、府営水道の受水費の動向等により、改定の時期と必要な改定率について再度検討した上で、適切に判断されたい。

なお、料金改定にあたっては、公営企業として独立採算制の原則に従い、一般会計で実施される各種施策に影響を与えないためにも、一般会計からの基準外繰入に頼らないことが必要である。

2 公共下水道使用料のあり方について

公共下水道事業経営戦略で示された計画期間における財政・投資計画において、一般会計からの基準外繰入は令和12年度をピークに縮小傾向、過大であった企業債残高も令和6年度の約72億円から令和16年度では約46億円に減少するなど、使用料の改定がなくとも経営は改善傾向にあることが見込まれる。また、令和5年1月に使用料を改定したことで、経費回収率についても概ね100%を達成し、今後もこの水準を維持する計画とされている。

よって、当審議会としては、現行の使用料は令和5年1月に改定されて約2年と間もないこともあり、更なる経営改善が図されることを前提に、当面の間は現在の使用料を維持することが適当であると判断する。

3 安定した事業運営に向けて

水道事業及び公共下水道事業を取り巻く環境が大きく変化しており、人口減少、物価高騰など社会経済情勢に対応した事業経営と、令和6年能登半島地震被害での教訓や、各地で発生する老朽管に起因する事故を踏まえた施設等の更新・耐震化の推進による災害等リスクの低減を図ることが求められている。

将来にわたり持続可能で安定した事業運営を行っていくためには、将来世代に負担を先送りすることなく不断の経営改善や財源の確保、そして受益者負担の適正化を図ることによって経営基盤を強化し、事業運営の健全化に資することが重要となる。

こうした課題等への対応として、審議を重ねる中で委員それぞれの見識や立場から、経営改善や人材確保・技術の継承、料金体系など多角的な観点から述べられた別紙の意見や提案については、今後の安定した事業運営に向けた一助となることを期待する。

4 その他

水道料金の引き上げは、市民生活や経済活動に広く影響を与えるため、広報紙やホームページなどを有効に活用し、水道料金の仕組み、財政状況などについて積極的な広報活動を行い、利用者の理解と同意が得られるよう十分に説明責任を果たされたい。

最後に、社会経済情勢等の変化を鑑み、上下水道施設の更新・耐震化事業計画の進捗状況や、経営状況を定期的に確認・分析を行うことで見直し・改善につなげるとともに、今後も概ね5年ごとに水道料金及び公共下水道使用料のあり方を検証し、審議会に諮られたい。